令和8年分 年末調整Q＆A

※　クラウド申請で年末調整を行っている場合、証明書類の添付、提出等については、指定された方法で対応してください。

年末調整全般に関する質問	回答
1. 年末調整とは何ですか。	1. 本年1月以降に支払われた給与より源泉徴収した所得税額を、年末において正しい年税額に一致させるための税務上の精算手続きです。
2. 確定申告をする場合、年末調整をしなくてもいいですか。	2.「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で、その提出先から支払われる給与の総額が2,000万円以下の人については、その提出先で年末調整をしなければなりません。
3. 11月30日に定年退職するのですが、年末調整を行ってもらえますか。	3. 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。年の中途で行う年末調整の対象となる人は、次のいずれかに当てはまる人です。 ① 1年以上の予定で海外の支店などに転勤し非居住者となった人 ② 死亡によって退職した人 ③ 著しい心身の障害のために退職した人(退職した後に再就職をし給与を受け取る見込みのある人は除く。) ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人 ⑤ パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が136万円以下である人(退職後その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのある人は除く。)
4. 復興特別所得税とはどのような税ですか。	4.「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により創設されました。平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税額の2.1%相当額が復興特別所得税として源泉徴収されます。
扶養控除関係の質問	**回答**
1. 私(給与所得者本人で給与収入のみ)の年間給与収入は950万円です。配偶者の年間給与収入(1月から12月)が136万円以下の場合、配偶者控除および配偶者特別控除に該当しますか。	1. 配偶者控除にのみ該当します　配偶者控除と配偶者特別控除が重複して適用されることはありません。
2. 給与所得者本人と配偶者が給与収入のみの場合、いくら以内の収入なら配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができますか。	2. 次のいずれにも該当する場合に受けることができます。 ① 給与所得者本人の合計所得金額の見積額が1,000万円以下の場合 ② 配偶者の合計所得金額の見積額が133万円以下の場合
3. 公的年金収入のみの場合の所得額は、どのように計算するのですか。	3. 年金を受ける人が65歳未満で、公的年金収入が600,000円以下の場合、所得額は0円です。公的年金収入が600,001円以上1,300,000円未満の場合、600,000円を引いた額が所得額となります。 年金を受ける人が65歳以上で、公的年金収入が1,100,000円以下の場合、所得額は0円です。公的年金収入が1,100,001円以上3,300,000円未満の場合、1,100,000円を引いた額が所得額となります。
4. 配偶者が雇用保険の失業等給付(または育児休業給付)を受給しました。所得に含まれるのですか。	4. 非課税のため、所得に含まれません。
5. 配偶者が健康保険の出産育児一時金(または出産手当金)を受給しました。所得に含まれるのですか。	5. 非課税のため、所得に含まれません。
6. 扶養している母親が遺族年金を受給しています。所得に含まれるのですか。	6. 非課税のため、所得に含まれません。
7. 年末調整後、12月中に結婚しました。配偶者の今年の所得は58万円以下ですが、配偶者控除を本年分の所得税について受けることができますか。	7. 控除の対象となるか否かは、その年の12月31日の現況で判定するため、配偶者控除を受けることができます。「給与所得者の扶養控除等異動申告書」および「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社に提出すれば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」が交付される時まで年末調整の再調整を受けることができます。会社で再調整しない場合は、ご自身で確定申告を行ってください。

8. 16歳未満の扶養親族に対して扶養控除はありませんが、申告書に記入する必要がありますか。	8. 16歳未満の扶養親族も申告する必要があります。「給与所得者の扶養控除等申告書」の「住民税に関する事項」欄に記入してください。
9. 16歳未満の扶養親族に対して扶養控除はありませんが、障害者控除も受けられないのでしょうか。	9. 障害者控除は年齢16歳未満の扶養親族も対象となります。「給与所得者の扶養控除等申告書」の障害者に関する欄に記入してください。
10. 扶養している配偶者や親族はいないのですが、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する必要がありますか。	10. 国内において給与の支給を受ける居住者は、控除対象配偶者や扶養親族の有無にかかわらず原則としてこの申告を行わなければなりません。申告を行わない場合は、月々（日々）の源泉徴収の際に受けることのできる諸控除が受けられず、年末調整も行われないことになります。
保険料控除関係の質問	**回答**
1. 保険料はどの期間の分を申告するのですか。	1. 1月から12月までに支払った額または支払予定金額を申告してください。剰余金・割戻金がある場合、その金額を控除して申告してください。
2. 保険料控除証明書はどうすればいいですか。	2. 「給与所得者の保険料控除申告書」の裏面に貼付、または、指定別紙等に貼付して提出してください。
3. 保険の種類（一般、介護、個人年金、地震、旧長期／旧契約・新契約）がわかりません。	3. 保険会社にお問い合わせください。なお、個人年金保険料として申告できるのは、保険料控除証明書に「年金用」と記されたもののみです。
4. 自動車保険は控除の対象になりますか。	4. 控除の対象外のため、申告できません。
5. 妻が契約者となっている生命保険契約等の保険料は控除の対象になりますか。	5. 妻に所得がない等、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば控除の対象になります。ただし、この場合もその生命保険契約等の保険金の受取人のすべてが給与の支払を受ける人またはその配偶者その他の親族（個人年金保険契約の場合は、給与の支払を受ける人またはその配偶者）でなければなりません。
6. 生計を一にする母親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、その保険料は社会保険料控除の対象になりますか。	6. 生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、控除の対象になります。なお、年金から特別徴収（天引き）された保険料については、保険料の支払者は年金受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。
7. 保険料控除証明書が届かない、または紛失のため期限までに提出できない場合、どうすればいいですか。	7. 翌年1月末日までに提出することを条件として控除を受けることができます。保険会社に保険料と剰余金・割戻金の金額を確認の上、申告してください。余白に証明書の提出予定時期を記入しておいてください。
8. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例とは何ですか。	8. 令和8年分、9年分の特例で、要件を満たした場合、令和8・9年分の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）となる制度です。制度概要は以下を参照してください。 ・ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/102.pdf ・ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/107.pdf
住宅借入金等特別控除関係の質問	**回答**
1. 本年、銀行から借入れを受け、住宅を取得したのですが、年末調整で特別控除を受けることができますか。	1. 最初の年分は確定申告によってのみ特別控除が受けられることになっています。来年2月中旬から3月中旬に確定申告を行ってください。
2. 住宅借入金を借換えました。申告において注意すべきことはありますか。	2. 借換え直前の借入金の残高＜借換えによる新たな借入金の当初金額の場合、下記の計算式による年末残高の調整が必要です。 本年の残高証明書記載の年末残高 × 借換え直前の借入金の残高 ／ 借換えによる新たな借入金の当初金額
3. 昨年まで住宅借入金等特別控除を受けていましたが、本年から転勤により国内で単身赴任しています。年末調整で特別控除を受けることができますか。	3. 配偶者等の生計を一にする親族がその家屋に居住し、転勤等の事情が解消した後は、配偶者等と共にその家屋に居住すると認められる場合は、特別控除の適用を受けることができます。

4. 昨年まで住宅借入金等特別控除を受けていましたが、本年から転勤により家族とともに転居しています。年末調整で特別控除を受けることができますか。

4. 家族と共にその家屋に居住しなくなった期間については、特別控除の適用はありません。ただし、一定の場合、その家屋に再び居住した日の属する年以後、残存控除期間につき、特別控除の再適用を受けることができます。なお、再適用を受けるためには、転勤の前と後で税務署での手続きが必要となります。

5. 昨年まで住宅借入金等特別控除を受けていましたが、本年から転勤により海外に転居しています。年末調整で特別控除を受けることができますか（単身赴任と家族を伴う赴任の場合に共通）。

5. 海外転勤等による非居住者期間については、特別控除の適用はありません。ただし、一定の場合、その家屋に再び居住した日の属する年以後、残存控除期間につき、特別控除の再適用を受けることができます。なお、再適用を受けるためには、転勤の前と後で税務署での手続きが必要となります。